

No. 1

平成31年第1回定例会

埼玉県後期高齢者医療
広域連合議会議案

平成31年2月20日

議 案 目 次

議案第 1 号	埼玉県後期高齢者医療広域連合行政手続条例の一部を改正する条例の制定について……………	1
議案第 2 号	埼玉県後期高齢者医療広域連合職員定数条例の一部を改正する条例の制定について……………	5
議案第 3 号	埼玉県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………	7
議案第 4 号	埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………	9
議案第 5 号	平成 3 0 年度埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 2 号）……………	別冊
議案第 6 号	平成 3 1 年度埼玉県後期高齢者医療広域連合一般会計予算……………	別冊
議案第 7 号	平成 3 1 年度埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計予算……………	別冊

議 案 第 1 号

埼玉県後期高齢者医療広域連合行政手続条例の一部を改正する条例の制定について

埼玉県後期高齢者医療広域連合行政手続条例（平成19年条例第14号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成31年2月20日提出

埼玉県後期高齢者医療広域連合長 富岡 清

提 案 理 由

行政手続法の改正の趣旨に則り、住民の権利利益の保護の充実を図るため、同法で適用除外とされる処分及び行政指導の手続等について必要な措置を講ずるほか、所要の規定の整備を行うため、埼玉県後期高齢者医療広域連合行政手続条例の一部を改正する必要があるため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出する。

埼玉県後期高齢者医療広域連合行政手続条例の一部を改正する条例

埼玉県後期高齢者医療広域連合行政手続条例（平成19年条例第14号）の一部を次のように改正する。

「名あて人」を「名宛人」に改める。

目次中「第4章 行政指導（第30条—第34条）」を「第4章 行政指導（第30条—第34条の2）
第4章の2 処分等の求め（第34条の3）」に改める。

第2条第1号中「含む」の次に「。以下「法律等」という」を加え、同条第3号中「及び第32条」を「、第32条及び第33条第2項」に改める。

第3条中「第4章」を「第4章の2」に改める。

第13条第1項第1号イ中「はく奪」を「剥奪」に改める。

第25条中「かんがみ」を「鑑み」に改める。

第30条中「あたっては」を「あつては」に改める。

第31条第1項中「申請」の次に「（法律等に基づくものを含む。）」を加える。

第32条中「許認可等を」を「許認可等（法律等に基づくものを含む。以下この条及び次条第2項において同じ。）を」に改める。

第33条中第3項を第4項とし、同条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 行政指導に携わる者は、当該行政指導をする際に、広域連合の機関が許認可等をする権限又は許認可等に基づく処分をする権限を行使し得る旨を示すときは、その相手方に対して、次に掲げる事項を示さなければならない。

- (1) 当該権限を行使し得る根拠となる法令の条項
- (2) 前号の条項に規定する要件
- (3) 当該権限の行使が前号の要件に適合する理由

第34条の次に次の1条及び1章を加える。

（行政指導の中止等の求め）

第34条の2 法令に違反する行為の是正を求める行政指導（その根拠となる規定が法律又は条例に置かれているものに限る。）の相手方は、当該行政指導が当該法

律又は条例に規定する要件に適合しないと思料するときは、当該行政指導をした広域連合の機関に対し、その旨を申し出て、当該行政指導の中止その他必要な措置をとることを求めることができる。ただし、当該行政指導がその相手方について弁明その他意見陳述のための手続を経てされたものであるときは、この限りでない。

- 2 前項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。
 - (1) 申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所
 - (2) 当該行政指導の内容
 - (3) 当該行政指導がその根拠とする法律又は条例の条項
 - (4) 前号の条項に規定する要件
 - (5) 当該行政指導が前号の要件に適合しないと思料する理由
 - (6) その他参考となる事項
- 3 当該広域連合の機関は、第1項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、当該行政指導が当該法律又は条例に規定する要件に適合しないと認めるときは、当該行政指導の中止その他必要な措置をとらなければならない。

第4章の2 処分等の求め

第34条の3 何人も、法令に違反する事実がある場合において、その是正のためにされるべき処分又は行政指導（その根拠となる規定が法律又は条例に置かれているものに限る。）がされていないと思料するときは、当該処分をする権限を有する行政庁又は当該行政指導をする権限を有する広域連合の機関に対し、その旨を申し出て、当該処分又は行政指導をすることを求めることができる。

- 2 前項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。
 - (1) 申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所
 - (2) 法令に違反する事実の内容
 - (3) 当該処分又は行政指導の内容
 - (4) 当該処分又は行政指導の根拠となる法令の条項
 - (5) 当該処分又は行政指導がされるべきであると思料する理由
 - (6) その他参考となる事項
- 3 当該行政庁又は広域連合の機関は、第1項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、その結果に基づき必要があると認めるときは、当該処分又は行

政指導をしなければならない。

第35条に見出しとして「(届出)」を付する。

第36条に次の1項を加える。

- 4 第1項又は第2項(前項においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定により写しの交付を受ける者は、規則で定めるところにより、当該写しの交付に要する費用を負担しなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第36条に1項を加える改正規定は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の埼玉県後期高齢者医療広域連合行政手続条例第36条第4項の規定は、平成31年4月1日以後に行われた同条第1項又は第2項(同条第3項においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定による写しの交付の請求について適用し、同日前に行われた写しの交付の請求については、なお従前の例による。

議 案 第 2 号

埼玉県後期高齢者医療広域連合職員定数条例の一部を改正する条例の制定について

埼玉県後期高齢者医療広域連合職員定数条例（平成19年条例第4号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成31年2月20日提出

埼玉県後期高齢者医療広域連合長 富 岡 清

提 案 理 由

高齢化の進展により、埼玉県における後期高齢者医療制度の被保険者数は急速に増加しており、今後も更なる被保険者数の増加が見込まれる。この被保険者数の増加に伴う業務量の増加への対応や保健事業の拡充を行うため、埼玉県後期高齢者医療広域連合職員定数条例の一部を改正する必要があることから、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出する。

埼玉県後期高齢者医療広域連合職員定数条例の一部を改正する条例

埼玉県後期高齢者医療広域連合職員定数条例（平成19年条例第4号）の一部を次のように改正する。

本則中「35人」を「46人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議 案 第 3 号

埼玉県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の
一部を改正する条例の制定について

埼玉県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成19年
条例第6号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成31年2月20日提出

埼玉県後期高齢者医療広域連合長 富 岡 清

提 案 理 由

国家公務員において時間外労働の上限規制等が導入されることを踏まえ、所要の措置を講じる必要があるため、埼玉県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出する。

埼玉県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の
一部を改正する条例

埼玉県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成19年条例第6号）の一部を次のように改正する。

第7条に次の1項を加える。

- 3 前項に規定するもののほか、同項に規定する正規の勤務時間以外の時間における勤務に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

議 案 第 4 号

埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について

埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成19年条例第24号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成31年2月20日提出

埼玉県後期高齢者医療広域連合長 富 岡 清

提 案 理 由

平成31年度以降の保険料に関し、所得の少ない被保険者に対する保険料の軽減特例及び被保険者均等割額の軽減の判定基準を変更するとともに、葬祭費の支給に関する基準を変更するため、埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出する。

埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成19年条例第24号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、葬祭費の支給は、同一の死亡につき、健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号。他の法律において準用し、又は例による場合を含む。）、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）、国家公務員災害補償法（昭和26年法律第191号。他の法律において準用する場合を含む。）又は地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）若しくは同法に基づく条例の規定によって、これに相当する給付を受けることができる場合には行わない。

第14条第1項第1号の2を削り、同項第2号中「前2号」を「前号」に、「27万5千円」を「28万円」に改め、同項第3号中「前3号」を「前2号」に、「50万円」を「51万円」に改める。

第15条第1項中「前条第1項第1号から第2号まで及び第2項」を「前条第1項第1号及び第2号並びに同条第2項」に改める。

附則第3条（見出しを含む。）中「平成29年度」を「平成31年度」に、「附則第4条から第6条まで」を「附則第4条」に改める。

附則第4条から第6条までを次のように改める。

（平成31年度における所得の少ない者に係る保険料の賦課額の特例）

第4条 平成31年度において第14条第1項第1号の規定が適用される被保険者であつて、賦課期日に、当該被保険者及びその属する世帯の他の被保険者が施行令第15条第1項第6号に規定する各種所得の金額及び他の所得と区分して計算される所得の金額がないものについての第14条第1項第1号の規定の適用については、同号中「10分の7」とあるのは、「10分の8」とする。

2 平成31年度において第14条第1項第1号の規定が適用される被保険者であつ

て、前項の規定が適用されないものについての第14条第1項第1号の規定の適用については、同号中「10分の7」とあるのは、「20分の17」とする。

(平成32年度における保険料の賦課総額の算定の特例)

第5条 平成32年度における保険料の賦課総額の算定について第4条の規定を適用する場合においては、同条中「第14条又は第15条に規定する基準に従い」とあるのは、「平成32年度においては第14条若しくは第15条又は附則第6条に規定する基準に従い」とする。

(平成32年度における所得の少ない者に係る保険料の賦課額の特例)

第6条 平成32年度において第14条第1項第1号の規定が適用される被保険者(賦課期日に、当該被保険者及びその属する世帯の他の被保険者が施行令第15条第1項第6号に規定する各種所得の金額及び他の所得と区分して計算される所得の金額がない被保険者を除く。)についての第14条第1項第1号の規定の適用については、同号中「10分の7」とあるのは、「40分の31」とする。

附則第7条及び第8条を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に申請があった葬祭費及び平成31年度以後の年度分の保険料について適用し、同日前に申請があった葬祭費及び平成30年度分までの保険料については、なお従前の例による。